

## 別紙 1 新しい園芸産地づくり支援事業

### 第 1 事業の実施方針

園芸作物は、他の作物と比べて高収益が見込め、生産者の経営の安定化や所得の向上を図る上で重要な農産物であるものの、我が国の園芸作物生産は、農家戸数の減少や生産者の高齢化等により生産基盤が弱まってきていることや、近年の気象災害や連作障害により作柄が不安定となっていること等から、安定的な供給を求める外食産業、卸売業及び小売業等の実需者のニーズに対して十分な対応ができておらず、近年、加工・業務用を中心に輸入品が一定の割合を占めている状況にある。このため、輸入品からのシェア奪還を図り、将来にわたって我が国の園芸作物を消費者に安定供給するための対策を講ずることが必要な状況となっていることから、本事業は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した園芸作物の安定生産・安定供給を実現するため、まとまった規模で安定的な園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻から園芸作物への作付転換により新たな園芸産地を育成するほか、加工・業務用野菜への転換に必要な生産技術の導入を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた生産振興対策を図るものである。

### 第 2 事業の内容

本事業は、園芸作物生産転換促進事業（全国推進）、園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）、加工・業務用野菜生産基盤強化事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 園芸作物生産転換促進事業（全国推進）  
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）  
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 加工・業務用野菜生産基盤強化事業  
Ⅲに定めるとおりとする。

### Ⅲ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

#### 第1 事業の内容

##### 1 事業の取組内容

(1) 本事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第4号の規定に基づき実施する次のア及びイの事業により構成されるものとし、ア及びイの事業を相互に連携させながら実施するものとする。

ア 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

イ 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

(2) (1)のア及びイの事業の内容等については、それぞれⅢ－Ⅰ及びⅢ－Ⅱによるものとする。

(3) 生産基盤強化事業の実施手続等については、本要綱本体第6から第9の規定にかかわらず、本別紙に定めるものとする。

##### 2 事業実施期間

本事業の実施期間は1年間とする。

#### 第2 事業実施計画等

機構の理事長（以下「機構理事長」という。）は、本事業の事業実施計画を別添13により作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

#### 第3 点検評価等

##### 1 事業の実施状況の報告

(1) 機構理事長は、第1の1(1)ア及びイに定める事業の各年度の実施状況について、事業実施年度の翌年度中に生産局長に報告するものとする。

(2) 生産局長は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長並びにⅢ－Ⅰ及びⅢ－Ⅱで定める取組主体から報告を受けることができるものとする。

#### 第4 その他

##### 1 情報提供

本事業について、機構理事長は、事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、当該取組主体が所在する都道府県に対し、取組内容の妥当性や必要性等について、情報を共有するものとする。

##### 2 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、本事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

なお、機構は生産基盤強化事業に係る経費と他の経費を区分して経理するものとする。

##### 3 資金の返還

機構理事長は、事業実施期間終了後に、資金（当該資金の運用から生じた果実を

含む。以下同じ。)に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。

また、事業実施期間中であっても使用する見込みのない資金残額が生じたときは、機構理事長は、当該残額を国に返還するものとする。

4 本事業の実施に必要な事項については、本別紙に定めるもののほか、機構理事長が別に定めるものとする。

5 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うこととし、必要に応じてその内容を公表することができるものとする。

6 国は、この事業の円滑かつ適正な推進が図られるよう、機構に対し、必要な助言を行うものとする。

7 本事業の実施に当たっての留意事項

本事業の取組主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。

## Ⅲ－Ⅰ 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業

### 第1 事業の内容

加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業（以下「推進事業」という。）は、生鮮用野菜から加工・業務用野菜への転換等を図る際の加工・業務用野菜の生産基盤強化に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により加工・業務用野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む取組主体に対し、取組面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業とする。

### 第2 取組主体

推進事業の取組主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であって、原則として一つの都道府県の区域を越えないものとする。

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- 6 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

### 第3 対象品目

推進事業の対象となる野菜の品目（以下「対象品目」という。）は、えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、スイートコーン、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう及びレタスとする。

ただし、ばれいしょ及びかんしょ以外の品目であって、都道府県知事が特に必要と認めるものについては、1品目に限り、上記以外の品目であっても対象品目として認めることができる。

### 第4 取組期間

推進事業の取組期間は、第11の2の規定により採択された年度から3年間とする。

ただし、第4四半期に採択された場合など特段の事情があると機構理事長が認める場合にあっては、採択された年度及びその翌年度を1年目とする。

### 第5 助成単価等

#### 1 助成単価

推進事業の助成単価は、対象品目について、第8の対象契約に基づく栽培面積のうち推進事業の対象とする面積（以下「事業対象面積」という。）につき、10ア－

ル当たり 15 万円とする。なお、対象品目において 1 年に複数回の作付けを行う場合の助成単価は、当該実面積につき 10 アール当たり 15 万円とし、複数回の作付けを行う面積の延べ面積による助成単価の算定は行わないものとする。

## 2 事業対象面積

事業対象面積は、第 8 の対象契約が面積契約（契約の対象品目について、その栽培面積が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該面積、数量契約（契約の対象品目について、その取引数量が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該契約数量を当該品目の 10 アール当たりの平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。）で除して算出した面積のうち、第 7 に掲げる取組を実施する面積とする。

## 第 6 事業の補助要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、第 10 の事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業参加農家が 5 戸以上であること。
- 2 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ 4 から 6 までに掲げる要件を満たすことができる面積として妥当な面積であること。
- 3 事業対象面積は、対象品目ごとに 10 ヘクタール以上 50 ヘクタール以下（対象品目が 1 年に複数回作付けを行うものである場合は、当該複数回作付けされる面積の延べ面積）であること。  
ただし、第 10 の 1 により機構理事長から事業実施計画の承認を得て事業に取り組む取組主体が、当該事業の開始年度の翌年度以降に、当該事業と同一の対象品目について、同一地域において別の事業実施計画を作成して事業に取り組もうとする場合における事業対象面積は、実面積で 5 ヘクタール以上 50 ヘクタール以下であることとする。
- 4 第 7 の 1 の生産・流通の構造改革の取組を、事業の取組期間にわたり継続して実施することが確実であること。
- 5 第 7 の 2 の作柄安定のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること。
- 6 第 8 の対象契約に基づく取引が、第 9 の 1 に掲げる目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること。
- 7 第 9 の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること。
- 8 取組主体が、本別紙及び機構が別に定める規程並びに機構、都道府県法人（第 10 の 1 の（1）の都道府県法人をいう。）その他関係機関からの指示等を遵守することを約していること。
- 9 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと。
- 10 事業対象ほ場について、過去に推進事業による補助金の交付を受けたことがないこと。

## 第 7 事業の実施基準

取組主体は、次に定める 1 及び 2 に掲げる取組を一体的に実施するものとする。

その際、ある年度に出荷を予定している対象品目について、取組を前年度の 3 月以前に行うことが合理的と認められる場合には、前年度の 3 月以前に行った取組を、出荷を予定している年度に行ったものとみなすことができるものとする。

なお、取組主体が複数の組織により構成されている場合は、その全ての組織が連携して次に定める 1 及び 2 に掲げる取組を一体的に実施するものとする。

## 1 生産・流通の構造改革の取組

取組主体は、取組期間中、事業対象面積の全域において、次に掲げる全ての対策を行うものとする。

### (1) 加工・業務用ほ場の設定

加工・業務用に出荷することを目的として対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（当該専用ほ場を特定し、当該専用ほ場において、住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示することをいう。）を行うこと。この際、取組主体又はその構成員は、保有するほ場全体について、事業実施年度の前年度において、加工・業務用に出荷することを目的として対象品目を栽培した面積を確認できる書類を作成するものとする。ただし、当該面積の把握が困難な場合は、これに代えて、事業実施年度の前年度の加工・業務用の出荷数量を当該品目の 10 アール当たりの平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。）で除して算出した面積を用いることができるものとする。

### (2) 一定期間の事前契約の締結

実需者等（第 8 の 1 に定める契約の相手方をいう。）に対し出荷を開始するまでに、当該地域における対象品目の平均的な出荷期間からみて適当な期間について、第 8 に定める対象契約を締結すること。

### (3) 実需者ニーズに即した生産・出荷

加工用品種の導入など、実需者等の求めに応じた生産又は出荷を行うこと。

### (4) 生産コストの低減

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組を行うこと。

### (5) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組を行うこと。

### (6) トレーサビリティシステム等の導入

第 8 の対象契約に基づき出荷する対象品目について、当該品目を取組主体のうちどの構成員が生産したかまで特定できる取組を行うこと。

## 2 作柄安定のための取組

取組主体は、次に掲げる対策について、事業の取組期間の 1 年目にあっては 3 つ以上、2 年目にあっては 2 つ以上、3 年目にあっては 1 つ以上を、事業対象面積の全域において取り組むものとする。

### (1) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策など、ほ場条件の改善に有効な対策を行う。

- (2) 病虫害防除・連作障害回避対策  
土壌消毒など、病虫害防除や生育初期の生育促進等に有効な対策を行う。
- (3) 地温安定・保水・風害対策  
不織布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策を行う。
- (4) 土壌改良資材施用  
土壌の排水性や保水性の回復など、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用を行う。

## 第8 対象契約

取組主体は、対象品目について、以下に掲げる内容を満たす契約（以下「対象契約」という。）を締結しなければならない。

- 1 対象契約の相手方は、次に掲げる者とする。
  - (1) 対象品目を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者
  - (2) 対象品目を調理して提供し、又は販売する者
  - (3) 対象品目を取組主体から買い受け、又は委託を受けて（1）又は（2）に定める者に販売する者
- 2 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書（契約書に準ずるものとして、別添 14 により取組主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。
  - (1) 当該契約の対象となる品目（契約により品種が定められている場合は当該品種の名称を含む。）
  - (2) 当該対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）
  - (3) 契約期間内に取組主体が実需者等に供給する品目の数量を契約の内容とする場合にあつては、当該数量（以下「契約数量」という。）
  - (4) 取組主体が実需者等に供給する品目の作付面積を契約の内容とする場合にあつては、当該面積（以下「契約面積」という。）
- 3 1の（3）に定める者を対象契約の相手方に含む場合（取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造し、又は加工したものを実需者等が買い受ける場合を除く。）においては、1の（3）に定める者に加え、1の（1）又は（2）に定める者も対象契約の相手方とすることを要するものとする。
- 4 2の（3）の契約数量又は（4）の契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあつては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す書類を作成するものとする（契約内容確認書に当該内容を記載する場合を含む。）。

## 第9 成果目標

- 1 目標年度  
本事業の目標年度は、採択された年度の前年度から起算して5年後（第4のただ

し書に該当する場合にあっては6年後)とする。

## 2 成果目標

取組主体は、対象品目について、次に掲げる(1)ア又はイ及び(2)を推進事業の成果目標として設定するものとする。

### (1) ア 10アール当たりの収穫量の増加

現状の10アール当たりの収穫量(初めて当該品目を生産する場合にあっては、全国又は当該取組主体が所在する都道府県の現状の10アール当たりの収穫量)に比べて、目標年度に10%以上増加する目標を設定するものとする。

### イ 10アール当たりの生産又は流通コストの削減

現状の10アール当たりの生産又は流通コスト(初めて当該品目を生産する場合にあっては、全国又は当該取組主体が所在する都道府県の現状の10アール当たりの生産又は流通コスト)に比べて、目標年度に10%以上削減する目標を設定するものとする。

### (2) 契約取引を行う栽培面積の増加

目標年度までに新たに契約取引を行う栽培面積(対象品目が1年に複数回作付けを行う場合は、当該複数回作付けされる延べ栽培面積)の目標を設定するものとする。

この場合において、新たな契約取引は、輸入品の代替等に向けて締結されるものであって、既存国内産地からの置換えのために締結されるものではないことを要するものとする。

また、第10の1により機構理事長から事業実施計画の承認を得て事業に取り組む取組主体が、事業の開始年度の翌年度以降に、当該事業と同一の対象品目について、別の事業実施計画を作成して事業に取り組もうとする場合は、取組主体は、機構理事長に対して、当該事業実施計画の成果目標と既存の事業実施計画の成果目標との関係を確認できる資料を提出するものとする。なお、機構理事長は、必要に応じて明細表等を提出させることができるものとする。

## 第10 事業実施計画

### 1 事業実施計画の内容及び提出手続

(1) 取組主体は、別添15により事業実施計画を作成し、原則として野菜価格安定法人(指定野菜価格安定対策事業実施要領(平成15年9月29日15生産第4157号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める野菜価格安定法人をいう。以下「都道府県法人」という。)を經由して機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第3のただし書きの場合にあっては、取組主体は別添15の提出の事前に都道府県知事へ協議を行い、都道府県知事がこれを認めた場合は、別添15と併せて別添16により機構理事長に承認を得るものとする。

機構理事長は、別添16の承認に当たっては、生産局長へ協議を行うものとする。

ただし、都道府県法人の定款等の制約により推進事業の事務が実施できず、機構理事長が推進事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては、当該都道府県法人の經由を要しない(以下第10から第16までに定める手続において

同じ。)

(2) 機構理事長は、(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認められた場合には、原則として都道府県法人を経由して取組主体に承認の通知を行うものとする。

(3) 機構理事長は、(2)に基づき事業実施計画を承認したときには、これを取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

2 1 (1)により取組主体から事業実施計画の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容が第6に掲げる事業の補助要件等を満たすかどうかを確認し、当該要件等を満たすと認められた事業実施計画について、機構理事長に提出するものとする。

なお、都道府県法人(1(1)のただし書により都道府県法人を経由しない場合は、機構)が事業実施計画の確認を行う場合は、あらかじめ、当該都道府県に対し、取組内容の妥当性、支援の必要性、政策上の優先度その他必要な事項について協議を行うものとする。

3 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、重要な変更に係る手続は1に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げ又は事業量(事業対象面積)の2割を超える引下げを伴うものについては、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 成果目標の変更

(3) 取組主体の変更

(4) 事業費(補助金)又は事業量(事業対象面積)の変更

## 第11 事業実施計画の審査基準等

1 機構理事長は、公募要領を定めた上で、公募により取組主体の募集を行うものとする。

2 機構理事長は、本事業の公募に対し取組主体から提出のあった事業実施計画(第10の3事業実施計画の変更を含む。)を妥当と認め、取組主体を採択するに当たっては、第9に掲げる成果目標の水準及び現況、事業対象面積の規模並びに都道府県における支援の必要性及び政策上の優先度等を勘案して適当と認めるものについて、予算の範囲内で採択するものとする。

3 2により採択された取組主体については、第10の1(2)に基づく事業実施計画の承認を得たものとみなす。

4 機構理事長は、2の取組主体を採択するに当たって、事業実施計画の内容が本要綱本体第5に定める以下の計画と連携している場合には、ポイント加算等の優遇措置を行うものとする。

(1) 革新計画

(2) グローバル産地計画

## 第12 交付申請等

1 交付申請書の内容及び提出手続

(1) 取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、機構理事長が定める日ま

で、機構理事長が定める交付申請書に、第10に基づく事業実施計画、その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。

(2) 機構理事長は、(1)により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、交付決定を行い、原則として都道府県法人を経由して取組主体に通知するものとする。

2 1の(1)により取組主体から交付申請書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容を確認した後、妥当と認められるものについて機構理事長に当該交付申請書を提出するものとする。

3 取組主体は、1(2)により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1及び2に準ずるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 取組主体の変更

(3) 事業費(補助金)の増額又は30パーセントを超える減額

### 第13 実績報告等

#### 1 実績報告書等の内容及び提出手続

(1) 取組主体は、事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書に、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。

ただし、第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、事業実施年度の3月31日をもって事業が終了したものとみなすことができるものとする。

(2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、取組主体が行う精算払請求等に基づき、妥当と認めるものについて、原則として都道府県法人を経由して、確定した補助金の額を通知するとともに、当該取組主体に対し補助金を交付するものとする。

なお、(1)のただし書による場合は、実績報告書に対象契約の履行が確実にあることを証する書類を添付させ、これが妥当であると判断されるものについて補助金を交付することができるものとする。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を報告させるものとする。

(3) 機構理事長は、次に掲げるところにより、精算払請求等に基づく補助金の交付が不相当と認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。この場合において、機構理事長は、原則として都道府県法人を経由してその旨を取組主体に通知するものとする。

ア 対象契約が履行されていない場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。

イ 第7の取組が実施されていない場合は、取組を実施しなかった面積に係る補助金を減額し、補助金の一部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責

によらない場合を除く。

ウ 第7の取組を実施した面積が10ヘクタール（第6の3のただし書の場合は、1ヘクタール）を下回った場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

エ アからウまでに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、補助金の全部又は一部を交付しない。

- 2 1（1）により取組主体から実績報告書及び補助金の精算払請求書の提出を受けた都道府県法人にあっては、証拠書類等と照合してその実施内容を確認し、推進事業の要件等を満たすと認めた場合に、機構理事長に当該実績報告書及び補助金の精算払請求書を提出するものとする。
- 3 取組主体は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、取組期間の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

## 第14 事業実施状況の報告

### 1 事業実施状況報告書の内容及び提出手続等

- （1）取組主体は、目標年度の前年度までの間、毎年度（第4のただし書に該当する場合にあっては、採択された年度を除く。）、機構理事長が定める事業実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を經由して機構理事長に提出するものとする。なお、事業の取組期間の2年目または3年目においては、第13の1（1）に準じ、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添え、また、目標年度の前年度においては、第8に定める対象契約の履行実績を提出するものとする。
- （2）機構理事長は、事業実施状況報告に基づき補助金の交付が不相当と認めるときは、第13の（3）に準じて補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- （3）機構理事長は、（1）の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断する等必要な場合には、原則として都道府県法人を經由して、取組主体に対し、改善の指導等必要な措置を講じるものとする。
- （4）機構理事長は、（1）の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- （5）機構理事長は、（4）で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講ずることができる。
- （6）機構理事長は、（1）又は（4）の報告があったとき及び（5）の措置を講じたときは、これをとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

- 2 1（1）により取組主体から事業実施状況報告書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その実施内容を確認した後、機構理事長に当該事業実施状況報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1の（2）に掲げる

措置等に係る意見具申を行うものとする。

## 第15 事業の評価

### 1 成果報告書内容及び提出手続等

- (1) 取組主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、機構理事長が定める成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を経由して、第8に定める対象契約の履行実績を添えて機構理事長に提出するものとする。
- (2) 機構理事長は、(1)の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、その内容について検討し、成果目標の達成状況等について別添17により評価を行い、成果報告書とともに生産局長へ報告するものとする。
- (3) 機構理事長は、(1)の成果報告書の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- (4) 機構理事長は、(3)で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講じることができる。
- (5) 機構理事長は、(1)の成果報告書及び(2)に規定する評価結果並びに(4)の措置を講じたときは、これを取りまとめたものを、生産局長に提出するものとする。
- (6) 生産局長は、(2)の機構理事長から報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
- (7) 生産局長は、(6)によって取りまとめられた最終的な評価結果について、速やかに公表するものとする。
- (8) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、機構理事長は原則として都道府県法人を経由して、当該取組主体に対し、別添18により改善計画を提出させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

ただし、以下に該当する場合において、取組主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、機構理事長がやむを得ないと認めるときは、(6)の委員会に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然等災害により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (9) 機構理事長は、(8)の規定による改善計画の取組終了後、取組主体に対し再度成果報告書を提出させるものとする。
- (10) (9)の成果報告にかかる再評価については、(2)から(7)に準じて行うものとする。

### 2 1(1)により取組主体から成果報告書の提出を受けた都道府県法人にあっては、

その内容を確認した後、機構理事長宛てに当該成果報告書を提出するものとする。  
この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1（2）に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

## 第16 補助金の返還等

1 機構理事長は、次に掲げるところにより、取組主体に既に交付した補助金の全部又は一部を返還させ、必要に応じ事業を中止させることができるものとする。  
この場合において、機構理事長は、その旨を原則として都道府県法人を經由して取組主体に通知するものとする。

（1）事業の取組期間の各年度において、事業実施計画に位置づけた対象契約が履行されなかった場合（以下「契約不履行」という。）は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。また、取組期間の2年目までに契約不履行となった場合（第13の1の（3）により補助金の全部を交付しなかった場合を含む。）は、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

（2）事業の取組期間の2年目又は3年目において、事業対象面積が事業実施計画に記載する面積より減少した場合は、当該減少した面積に、2年目は、下表に掲げる2年目と3年目の助成単価相当額の和を、3年目は、3年目の助成単価相当額を、それぞれ乗じた額を返還させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

取組期間	各年度における助成単価相当額
2年目	10アール当たり5万円
3年目	10アール当たり3万円

（3）目標年度及びその前年度において、契約不履行となった場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。ただし、目標年度及びその前年度における契約数量の8割が履行されている場合等、対象契約がおおむね履行されていることが認められる場合はこの限りではない。また、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

（4）取組期間の2年目以降に、第10の3の（1）により事業の中止又は廃止した場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。

（5）（1）から（4）までに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。

また、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。

2 機構理事長は、1の（5）に基づき取組主体に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

## Ⅲ－Ⅱ 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業

### 第1 事業の内容

加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業（以下「支援事業」という。）は、Ⅲ－Ⅰの推進事業の効率的かつ円滑な実施を図るために、機構又は第2に掲げる取組主体が必要な取組を実施するとともに、当該取組主体の取組に要する経費について機構が補助する事業とする。

### 第2 取組主体

支援事業の取組主体は、推進事業の取組主体（以下「推進事業主体」という。）又は推進事業を実施しようとする団体が所在する都道府県の都道府県法人（Ⅲ－Ⅰの第10の1（1）に定めるものをいい、当該都道府県法人がその定款等の制約により支援事業の事務の実施ができない場合又は機構理事長が本事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては機構をいう。以下同じ。）とする。

### 第3 事業の実施基準

支援事業の取組主体である都道府県法人は、1から6までに掲げる取組を実施するものとする。

#### 1 事業実施計画の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第10の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の事業実施計画の確認を行うものとする。

- (1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施計画の内容が、Ⅲ－Ⅰの第6の事業の補助要件等を全て満たすものであるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- (2) (1)において需給の均衡の観点から確認を行うときは、当該推進事業主体の過去の契約数量等を基本としつつ、野菜需給調整関係事務処理要領（平成14年9月2日付け14生産第2795号生産局長通知）第1の1に規定する需給ガイドライン（当該需給ガイドラインを踏まえ都道府県等が作成する作付指標等がある場合は、当該作付指標等を含む。）との整合性を確認するものとする。
- (3) 都道府県法人は、(1)の確認に当たり、当該都道府県と取組の内容の妥当性、支援の必要性等に係る協議を行うものとする。この場合において、当該都道府県において複数の事業実施計画の内容の協議を行うときは、当該都道府県における政策上の優先度に係る協議を併せて実施するものとする。
- (4) 都道府県法人は、(3)の協議を踏まえ、事業実施計画の内容が事業の趣旨に照らして適当でないとき又は不備が認められたときにあつては、当該事業実施計画の修正について推進事業主体に指示を行い、事業実施計画の内容が事業の趣旨から著しく逸脱している場合にあつては、当該事業実施計画の取下げについて推進事業主体に助言する。

#### 2 交付申請書の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第12の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の交付申請書の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された交付申請書の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) 都道府県法人は、交付申請書の内容に不備が認められたときには、当該交付申請書の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

### 3 実績報告等の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第13の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実績報告書等の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された実績報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) (1)において、事業対象面積の確認に当たっては、Ⅲ－Ⅰの第8の対象契約の履行状況を確認するとともに、Ⅲ－Ⅰの第7の取組を実施した面積について、当該ほ場の所在地の地図や農地基本台帳その他これに準ずる書類から面積を算出するほか、必要に応じて実測を行い、面積の確認を行うものとする。

(3) (1)において、Ⅲ－Ⅰの第7の取組が実施されたことの確認に当たっては、当該取組に係る作業日誌や写真等の証拠書類の確認等により行うものとする。

(4) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、実績報告書等の内容に不備が認められたときには、当該実績報告書等の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

### 4 事業実施状況報告書及び成果報告書の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第14の2及び第15の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実施状況報告書及び成果報告書（以下「事業実施状況報告書等」という。）の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施状況報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業実施状況報告書等の内容に不備が認められたときには、事業実施状況報告書等の修正について取組主体に指示を行うものとする。

(3) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断したとき又は目標年度において成果目標が未達成であったときには、都道府県と協議して、Ⅲ－Ⅰの取組主体に対し必要な指導を行う。この場合において都道府県法人（機構を除く。）は、必要に応じ、改善指導等必要な措置を講じるべき旨及び改善指導等の措置の内容について機構理事長に意見具申を行うものとする。

### 5 都道府県への情報提供

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの規定に基づき機構理事長及び推進事業主体から受領し、又はこれらの者へ発出する通知等の内容について、都道府県に情報提供するものとする。

### 6 その他必要な取組

1 から 5 までに掲げるほか、都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第 10 から第 16 までに定める手続に基づき、必要な書類の経由等に係る事務を行うものとする。

#### 第 4 委託

支援事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- 3 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 第 5 事業の対象となる経費等

- 1 支援事業の対象となる経費は、本要綱別表 1 の支援事業の補助対象経費の範囲とし、範囲となる補助対象経費の費目、細目、内容、注意点は本要綱別表 3 のとおりとする。

- 2 補助金の限度額は、各年度につき、1 都道府県法人当たり 100 万円とする。

ただし、都道府県法人が所在する都道府県内において、過年度に採択された推進事業を継続して実施している推進事業主体がある場合には、当該事業が採択された年度ごとに 100 万円を加算できるものとする。その際に、第 4 四半期に当該事業が採択されていた場合には、当該事業は翌年度に採択されたものとみなす。

#### 第 6 交付申請

- 1 都道府県法人（機構を除く。以下同じ。）は、第 5 の経費について補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、支援事業の実施計画その他機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。

- 2 機構理事長は 1 により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、都道府県法人に通知するものとする。

- 3 都道府県法人は、2 により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。

なお、重要な変更に係る手続は 1 及び 2 に準ずるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の 30 パーセントを超える増額又は補助金の増額
- (3) 事業費又は補助金の 30 パーセントを超える減額

#### 第 7 実績報告等

- 1 実績報告書等の内容及び提出手続

- (1) 都道府県法人は、各年度における事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書を機構理事長に提出するものとする。

- (2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、都道府県法人が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、補助金を交付するものとする。
- (3) 機構理事長は、精算払請求等に基づく補助金の交付が不適当と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。
- (4) 機構は、2の概算払をした場合であって、1の(2)により確定した額が当該概算払した額を下回る都道府県法人があるときは、その差額を当該都道府県法人に返還させるものとする。

## 2 概算払

- (1) 都道府県法人は、事業の円滑な推進上必要なときは、概算払を受けることができるものとし、概算払を受けようとするときは、機構理事長が定める日までに、1の(2)により通知された額の70パーセントを超えない範囲において、機構理事長が定める概算払請求書を機構理事長に提出するものとする。
  - (2) 機構は、都道府県法人から提出された概算払請求書の内容が適正であると認めるときは、概算払を行うものとする。
- 3 都道府県法人は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、都道府県法人は、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

## 第8 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、都道府県法人は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、都道府県法人は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県法人は、機構理事長が定めるところにより、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届を作成し、機構理事長に提出するものとする。
- 3 なお、都道府県法人は、交付決定前に着手した場合は、交付申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 4 機構は、都道府県法人が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第9 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、都道府県法人の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 機構理事長は、1に基づき都道府県法人に補助金の返還を命じたときは、補助金

を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。